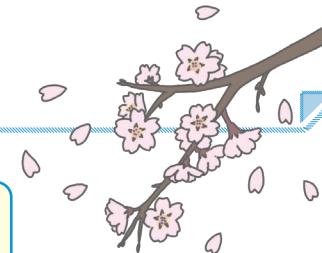


組合員資格喪失手続のご案内

今までお持ちの組合員証・被扶養者証等は、必ず所属所に返却してください。



令和3年度末に退職される方^{*}（4月1日付けの人事異動により都共済・他共済へ転出し、公立学校共済組合東京支部の組合員資格を喪失する方を含みます。）は、令和4年4月1日以後、今までお持ちの組合員証や被扶養者証等は使用できなくなりますので、必ず所属所に返却してください（ただし、4月1日から他県の教職員等になり、公立学校共済組合○○支部の組合員になる場合は、新しい所属所に返却してください。）。4月1日以後、医療機関など（病院、薬局等）を受診される場合は、窓口で新しい健康保険組合の保険証を提示してください。

また、組合員資格の喪失後に公立学校共済組合東京支部の組合員証等を提示して医療機関を受診した場合には、当共済組合が負担した医療費総額の7割（一部8割）分と附加金等の給付金を返還していただきますので、ご注意ください。

※退職後に再任用フルタイム勤務として働く方は、引き続き公立学校共済組合東京支部の組合員となりますので、組合員証等の返却は不要です。引き続き、今までお持ちの組合員証や被扶養者証等をご使用ください。

問合せ先

▶ 資格喪失について

給付貸付課資格担当

☎ 03-5320-6826

▶ 医療費の返還請求について 給付貸付課短期給付担当

☎ 03-5320-6827